

福岡県立図書館 電子書籍団体利用実施要項

1 目的

多様でアクセシブルな電子書籍サービスを活用し、子どもや読書に困難を抱える人の読書機会の拡大を目指し実施するもの。

2 提供サービス

Librari-E&TRC-DL (株図書館流通センター)

3 対象

以下のいずれかに該当し、当館の電子書籍サービスを利用して、子どもや読書に困難がある人の読書活動の支援を希望するもの

(1) 学校

- ・学校種別、設置者の別を問わない。ただし、大学、短期大学、専門学校を除く。
- ・要望があれば、幼稚園・保育園等の未就学児の教育・保育等を行う施設も対象とする。

(2) 上記 (1) に属さない未成年や読書に困難がある人の支援を行う施設、団体等

- ・フリースクール
- ・放課後児童クラブ施設
- ・放課後等デイサービス施設
- ・障害者支援施設
- ・老人保健施設

(3) 館長が特に認めた学校、団体

4 利用条件

- ① 学校や団体等の所在地が福岡県内であり、利用する者が在籍していること
- ② 当館が作成したデータをもとに、アクセス用 ID を適宜配布可能なこと

5 アクセス用 ID

サービスへのアクセスに必要な ID は、以下の形式のうちいずれかの方法で発行する。発行後の ID の配布方法、範囲は学校・団体等が任意に定めるものとする。

① 当館が定めたもの

発行する ID の構成については別途定める。

② 利用希望団体等が任意に定めた番号等

使用を希望する数字等のデータは、団体等が Excel ファイルにより当館に提供するものとする。ただし、当館が使用する ID (利用者、図書館資料等に付帯するもの) と重複する可能性があるもの、使用済みのもの、他の管理 ID 等に影響が生じる恐れのある場合は使用を認めない、あるいは当館において編集等をできるものとする。

6 利用可能期間

(1) 学校

入学年の4月1日から卒業（園）予定年の3月31日までとする。ただし、教職員はID発行の翌月から2年経過した3月31日まで（最長3年間）とする。

(2) (1) 以外の施設・団体等

ID発行の翌月から2年経過した3月31日まで（最長3年間）とする。

7 申込手続き

以下に定める「電子書籍団体利用申込書」により電子メールにて受付する。毎月10日を締切日とし、翌月1日から利用可能とする。

【申込書の種別】

- ①（様式1）「電子書籍団体利用申込書（学校用）」
- ②（様式2）「電子書籍団体利用申込書（その他団体用）」

【申込先】

福岡県立図書館 資料支援室 電子書籍担当

✉ denshi01@lib.pref.fukuoka.jp

8 その他

当館は、本サービスの利用を目的とした閲覧用機器等の貸出は行わない。また、閲覧によって生じる通信費等は利用者が負担するものとする。

本サービス利用にあたり不適切な行為が確認された場合、直ちに当該利用者のアクセス用IDを無効とする。

この要項は令和6年4月1日から施行する。